

【新規格付け】 日本育英会 証券コード：非上場

第1回日本育英会債券（一般担保付）： AA-

格付投資情報センター(R&I)は、上記につき格付けを公表しました。

【格付け理由】

R&Iは、日本育英会の発行する第1回債券につき、AA-と格付けした。

奨学金制度の重要性を高く評価する一方で、制度の目的から、諸経費等を自らまかなう手段を持たず、政府からの補助金等に依存する収支構造となっている、債権管理には改善の余地が非常に大きい、といった点を格付けに織り込んだ。

現在進んでいる特殊法人改革議論の中で、組織のあり方にかかわる検討が加えられていることを保守的に勘案、方向性を下向きとしている。

日本育英会は、「学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与すること」を目的としている。

2000年度末での利用者は、貸与者（在学中の学生）、要返還者（貸与期間が終了し、返済を開始した貸付先）あわせて計200万人にのぼる。国直轄の奨学金事業を行う組織としては唯一の存在で、社会インフラとしての存在意義は大きい。6月の第11回経済財政諮問会議でも、「奨学金の充実や教育を受ける個人の自助努力を支援する施策を検討する」ことがいわゆる『骨太の改革』の一環として盛り込まれており、奨学金事業自体の重要性は今後とも大きく変わることはないとする。

R&Iは各特殊法人の収支構造を見る場合、政府からの補填前での損益の状況、その改善(悪化)の動向を重視する。補助金、補給金に依存した運営は今後、次第に困難になるのではないかと、という懸念があるからである。

日本育英会の奨学金は、無利子の第一種奨学金と上限金利を3%とする有利子の第二種奨学金とに分けられる。前者は一般会計からの無利子借入を、後者は財投資金等を原資とするが調達金利と同利率で貸し出すため、金利収支を生まない。さらに、調達金利が3%を超えた場合には貸出金利との逆転が生じる。こうした利息収支差や諸経費を自らまかなう手段を持たず、法令上全面的に国からの補助金、補給金に依存する収支構造となっている。また一定の条件に合致するものについては、法律上奨学金の返還が免除され、これを政府が補填することとなっている。

奨学金の制度上、こうしたコストが発生するのはやむをえないところであるが、現在の財政事情、現内閣の特殊法人に対する補助金等の削減方針を考慮すると、こうした補填が今後とも継続的に受け続けられるかには一定の不確実性が存在する。

2000年度末の貸与資産(返済が開始した資産)は計1.4兆円で、うち6カ月以上の延滞債権比率は5.1%。事業規模の拡大もあり件数、金額ともに増加傾向にあるが、比率自体はここ数年、上昇していない。また、有利子奨学金については、99年度より残高の3/1000に相当する貸倒引当金が設定された。しかし延滞期間間に見ると8年以上延滞しているものも含め、長期化しているものが目につくなど、債権の管理体制には改善の余地がある。

もっとも、すでに総務庁行政監察局からも延滞の長期化が問題点として指摘され、口座振替の義務化、延滞者把握のためのシステム投資、督促・法的措置の実施体制整備など、改善に努力していることは相応に評価している。しかし現在の陣容、ノウハウの延長でその成果が目に見える形で検証できるようなるにはなお時間を要しよう。



NEWS RELEASE

特殊法人の改革論議においては、行革推進事務局から有利子奨学金事業の国民生活金融公庫の教育ローンとの統合を検討することが打ち出されるなど、廃止を含めて組織のあり方についての検討が続けられている。その帰趨は現段階では判断できないが、こうした点を懸念し格付けの方向性は下向きとしている。

なお格付け対象債券には、民法の規定による一般の先取特権に次ぐ順位で、他の債権に優先して弁済を受ける権利が付される。格付けの水準から見ても、回収リスクを反映する必要はないと判断した。

【格付け対象】

発行者：日本育英会	(証券コード:非上場)
名称	第1回日本育英会債券
発行額	100億円
発行日	2001年12月5日
償還日	2011年12月5日
表面利率	1.59%
格付け	AA-(新規)
受託会社	日本興業銀行
担保	一般担保
他の財務上の特約	なし
備考	商法の規定に基づく社債管理会社ではなく、 日本育英会法に基づく受託会社が置かれる

長期優先債務格付け： AA-

長期優先債務格付けとは、発行体の負うすべての金融債務について回収の程度を考慮する前の、総合的な履行能力についてのR&Iの評価である。

この格付けは、原則として全ての発行体に付与される。個々の債券の格付けは、契約の内容等を反映し、長期優先債務格付けを下回る、または上回ることがある。